

児童相談所関連経費に係る区側提案に対する都側論点メモ

No.	項目		確認事項等
1	児童相談所の職員配置	医師（小児科医）	・区案は、非常勤で実施している2区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。
2		医師（精神科医）	・区案は、非常勤で実施している4区の単価の平均から標準区経費を設定しているが、単価にバラつきがあり、単に平均値で標準区経費を設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。
3		事務	・全固定としているが、18歳未満人口とは比例しないとする理由を伺う。
4			・「児童相談所設置市事務」においても常勤職員を計上しているが、職員に重複がないか伺う。
5		虐待相談対応件数による配置	・全固定から全比例に変更した理由を伺う。
6		児童虐待対応協力員	・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。
7		事務（非常勤）	・実施区平均による標準区経費の設定は妥当ではないことから、精査する必要があると考える。
8	児童相談所運営費	時間外勤務手当	・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。
9			・非常勤に対して時間外勤務手当を設定しているが、非常勤の時間外勤務手当は報酬に含めて支給することとなっているため、妥当ではないと考える。
10	相談受理件数等	・「相談受理件数」、「児童虐待相談対応件数」、「訪問調査」いずれも全比例で標準区経費を設定した根拠を伺う。	
11	建物維持管理費	・複合施設である場合、児童相談所の経費のみを切り分けた上で経費設定を行っているのか伺う。	
12		・子ども家庭支援センターと一体整備の場合、面接室など建物の設備等を、児童相談所と子ども家庭支援センターとで共有しているものと認識しているが、その場合の経費の切り分け方法を伺う。	
13		・標準区では、一時保護所が併設されているモデルで経費を設定しているが、独立している区の経費も積算に含まれており、妥当ではないと考える。	
14	管理費	旅費	・標準区経費の設定に当たり、統一単価である旅費511円と訪問1回あたり旅費708円との乖離を「1人あたり訪問回数」で調整することは妥当ではないと考える。

No.	項目		確認事項等	
15	児童相談所運営費	職員研修費	・「特別区研修所における研修」の他に、新たに「研修講師への謝礼」、「民間研修への参加費用」を標準区経費として設定しているが、特別区研修所による各区統一的な研修以外の経費を設定している理由を伺う。	
16			・「特別区研修所における研修」は一部固定であるにも関わらず、「研修講師への謝礼」、「民間研修への参加費用」は全比例としている理由を伺う。	
17			・「特別区研修所における研修」について、児童福祉司以外の業務を経験した後に再び児童福祉司として任用される場合においても研修を受講し直す設定となっているが、その妥当性を伺う。	
18		管理費	車両経費	・標準区における庁有車の利用用途を伺う。
19				・標準区の車両台数を2台で設定しているが、各区実態にバラつきがある中で、単に平均で設定することが合理的かつ妥当な水準であるのか判断することができない。
20			・庁有車は、所有を前提としているのか伺う。所有の場合であれば、積算にハイヤー利用料、リース代が含まれており、精査が必要と考える。	
21			車両賃借料	・車両賃借料を計上しているが、庁有車との利用用途の違いを伺う。
22	・標準区経費の設定に当たり、経費が突出している区があることから、精査が必要であると考え。			
23	事業費	検査、治療指導等	・心理検査用品の購入経費が新たに設定されているが、子供家庭支援センターでの利用分と重複はないか伺う。また、「管理費」－「事務費」における需用費との重複はないか伺う。	
24		メンタルフレンド事業	・標準区経費の設定に当たり、1区の実績を積算から除外している理由を伺う。	
25	一時保護所運営費	時間外勤務手当	・現行算定は時間外勤務手当を設定していないが、当時設定しなかった理由、また、今回の提案で改めて設定した理由を伺う。	
26	事業費	給食費	・現行算定と比較して、標準区経費が約11倍に増加している理由を伺う。	
27	児童相談所設置市事務	児童福祉審議会	・「その他経費（需用費・役務費）」について、事業実施区のみで平均で経費設定していることから、未実施区も含めて標準区経費の設定を精査する必要があると考える。	
28			・現行算定は、常勤職員を2人分計上しているが、0.6人に減となった理由を伺う。	
29		指定療育機関に関する事務	・実績がないのにも関わらず、標準区経費を設定することは妥当ではないと考える。	

No.	項目	確認事項等
30	里親	・積算内訳を確認すると、一部の区の「里親研修・トレーニング等事業」、「里親支援機関事業」で特財の該当がないが、区単独事業が含まれていないか伺う。
31		・里親支援事業について、現行算定では全固定で設定しているが、全比例に変更した理由を伺う。
32	児童相談所設置市事務	・審査会委員について、現行算定は6名となっている。令和2年度財調協議の際は、「令和2年度開設の3区に確認したところ、3区とも委員を6人とする条例を制定（または制定予定）と確認している。」との回答があったが、今回の提案では5名と減になっている理由を伺う。
33		・需用費について、4区中1区しか実績がなく、標準区経費の設定として妥当ではないと考える。
34		・現行算定においても児童相談所設置市事務として、小児慢性特定疾病の支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標準区経費として設定した理由を伺う。
35		・医療費助成は全比例で設定しているのに対し、職員費は全固定で設定しているが、全固定が妥当であると考え理由を伺う。
36		・審査支払事務手数料の国保連単価について、75.46円と設定しているが、正しくは73.54円であると考え。
37	障害児入所給付費等	・現行算定においても児童相談所設置市事務として、障害児入所給付費の支給等に関する事務を算定しているが、今回の提案で、新たに職員費を標準区経費として設定した理由を伺う。
38	事業者指導検査	・他の児童相談所設置市事務では、経費を全固定又は全比例で設定しているが、事業者指導検査に係る経費のみ回帰分析を行い一部固定として経費設定している理由を伺う。
39		・児童福祉法施行令第38条には、「1年に1回以上、国以外の者の設置する児童福祉施設が法第45条第1項の規定に基づき定められた基準を遵守しているかどうかを実地につき検査させなければならない」と記載がある。一方で、国通知「児童福祉行政指導検査の実施について」によると実施方法について「監査対象施設の規模及び前回の指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導検査を行うこと」と記載があることから、区の実態を加味した実施率を考慮すべきと考える。
40	その他	・標準区経費の設定に当たり、算出式などに一部誤りがあるため、精査が必要と考える。